

千歳市子どもの読書活動推進計画（第2次）

# ちとせっ子 読書プラン



平成26年度～32年度

千歳市教育委員会

# 目 次

## 第1章 基本的な考え方

1	計画改定の経緯	1
2	基本目標	2
3	位置づけ	2
4	期間	3
5	対象年齢	3
6	推進方向	3
7	体系図	4

## 第2章 子どもの読書活動の推進方向

推進方向1	家庭・地域における子どもの読書活動の推進	5
推進方向2	学校における子どもの読書活動の推進	9
推進方向3	市立図書館における子どもの読書活動の推進	12

## 第3章 子どもの読書活動の推進に向けて

1	計画の推進に向けた体制	16
---	-------------	----

## 資 料

	子どもの読書活動の推進に関する法律	18
	千歳市子どもの読書活動推進計画策定会議設置要綱	20
	千歳市子どもの読書活動推進計画策定会議名簿	21
	千歳市子どもの読書活動推進計画策定経過	21

# 第1章 基本的な考え方

## 1 計画改定の経緯

平成13年12月、国は、「読書活動は子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備を推進すること」を基本理念に「子どもの読書活動の推進に関する法律<sup>\*</sup>」（以下「法」とする。）を公布・施行しました。

平成14年8月、国は「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、平成20年3月には第2次計画を策定、平成25年5月には第3次計画を策定し、子どもの成長に資する読書活動の推進に向け施策の充実を進めています。

平成15年11月、北海道は、「北海道子どもの読書活動推進計画」を策定し、平成20年3月には「北海道のすべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にその環境の整備を図る」を基本理念に、第2次となる新たな推進計画「次代を担う子どもの心をはぐくむ北の読書プラン」を策定。また平成24年1月に子どもの読書活動の推進に対応する具体的な取組を示した「子ども読書活動推進プログラム」が策定され、平成25年3月には第2次計画を引き継ぎ第3次計画が策定されました。

法第9条第2項では、市町村は都道府県に子どもの読書活動推進計画が策定されているときには、国や都道府県の計画を基本とするとともに、市町村における子どもの読書活動の推進状況等を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する計画の策定に努めるよう求めています。このため千歳市では、平成17年11月に「千歳市子どもの読書活動推進計画」を策定し、「読書活動の推進」「読書活動の整備・充実」「読書活動の普及」の取り組みを施策の柱に据え、子どもの読書活動を推進してきました。

改訂版では国や北海道の計画改定をもとに、目標数値を設けるなどの新たな工夫をし、子どもたちが読書に親しみ、読書を楽しむことができる環境が更に充実するよう読書活動推進の方向を示す計画に改定しました。

なお、計画のサブタイトルは、子どもたちの豊かな読書活動をはぐくむという期待をこめて「ちとせっ子読書プラン」としました。

<sup>\*</sup>子どもの読書活動の推進に関する法律：平成13年12月に施行された、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、そのための環境整備の推進を求める法律。

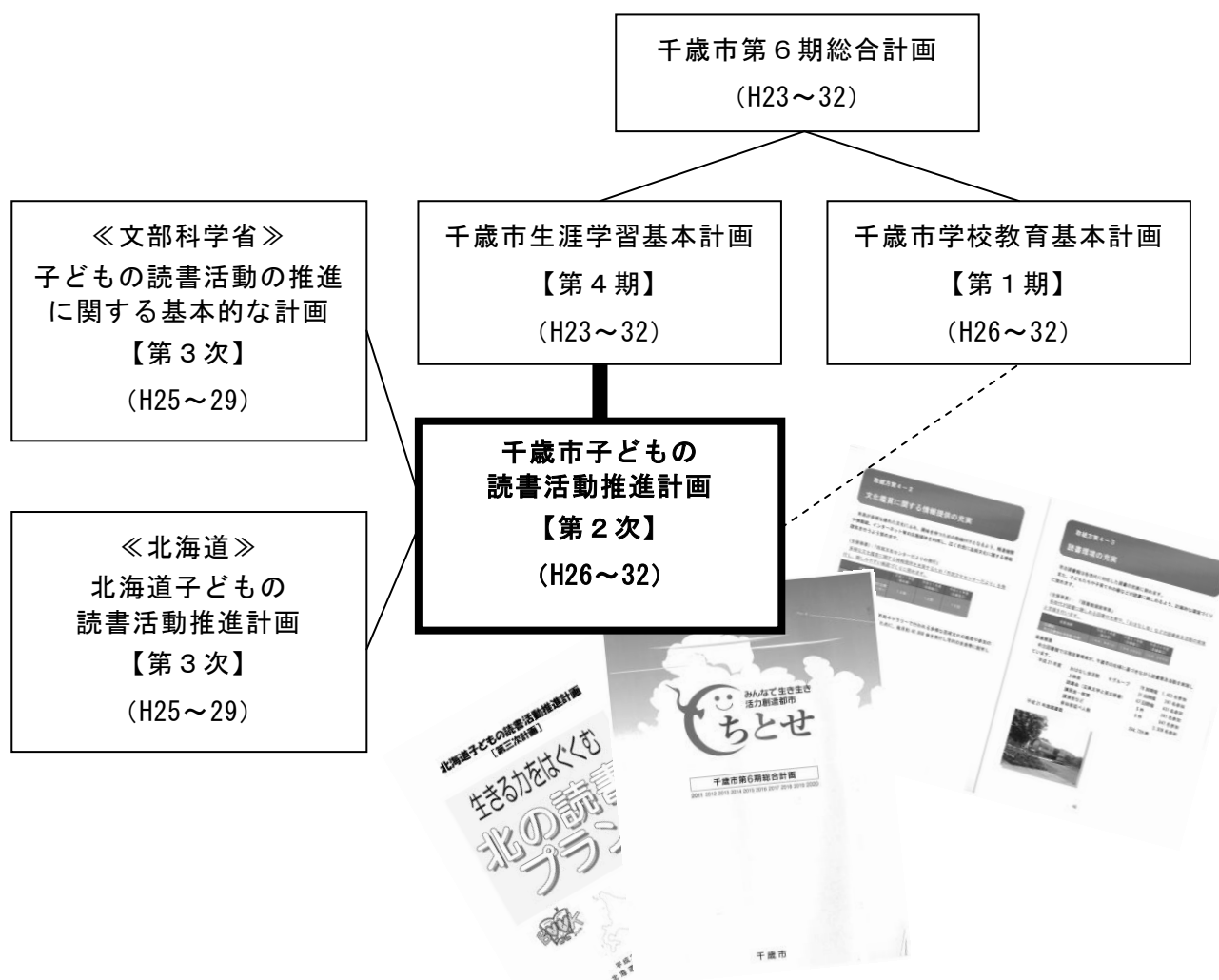
## 2 基本目標

読書は本来、個人の自主的な活動であり、強制されるべきものではありません。子どもたちが自ら本を選び、自らの力で本を読み、本の楽しさを知り、多様な感情をいただき、豊かな心を育むきっかけづくりができるような読書環境の充実を図っていかねばなりません。

このことから、この計画では「子どもたちが、あらゆる機会と場所において自主的な読書活動ができるよう、読書環境の充実を図ること」を基本的な目標とします。

## 3 位置づけ

この計画は、千歳市教育委員会が策定した「千歳市生涯学習基本計画※」の推進方向4「多様な文化鑑賞機会の充実と文化活動の支援」・取組方策4-3「読書環境の充実」の個別計画として位置づけます。



※千歳市生涯学習基本計画：千歳市における生涯学習の推進に関する取組を示した計画。計画期間は平成23～32年度までの10年間。

## 4 期間

実施期間は概ね7年間とし、必要に応じて計画を見直します。

## 5 対象年齢

この計画における子どもの対象年齢は、法に準じ0歳から概ね18歳以下の者とし、発達段階に応じて図書館、家庭、地域、高校、小・中学校、幼稚園、保育所、児童館※、学童クラブ、総合保健センター・地域子育て支援センター※、ボランティア団体など異なる分野の施設や機関、団体などの連携協力によって推進することとします。

## 6 推進方向

基本的な目標を実現するため、次の3つの環境における読書活動の推進方向を柱にすえて取り組みます。

- ◆ 推進方向1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進  
〔主な取組の実施主体〕市民、市民団体、図書ボランティア※、幼稚園、保育所、児童館、市教委、市関係部局など
- ◆ 推進方向2 学校における子どもの読書活動の推進  
〔主な取組の実施主体〕小・中学校、高校、学校図書ボランティア、市教委など
- ◆ 推進方向3 市立図書館における子どもの読書活動の推進  
〔主な取組の実施主体〕市立図書館、図書ボランティア、市教委、市関係部局など



※児童館：児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の一つであり、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする施設のこと。

※千歳市地域子育て支援センター：主に乳幼児（0～就学前）を持つ親とその子供が気軽に利用し、交流や育児相談ができる場、子育て情報の提供の場として支援活動を行う施設。

※図書ボランティア：図書館、学校、幼稚園、保育所、児童館などの地域の施設で、子どもに絵本などの読み聞かせや、本の整理などを行う個人・団体。

# 7 体系図

## 基本目標

子どもたちが、あらゆる機会と場所において自主的な読書活動ができるよう、読書環境の充実を図ること

## 推進方向

1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

2 学校における子どもの読書活動の推進

3 市立図書館における子どもの読書活動の推進

## 施策の概要

(1-1) 家庭での読書の習慣化の推進

(1-2) 幼稚園・保育所・児童館・学童クラブなど、地域での図書の充実と読み聞かせの促進

(1-3) 乳幼児期の読書機会の充実

(1-4) 読書活動を支援するボランティア活動への参加と活動の継承促進

(1-5) 学校や図書館との連携・協力の強化

(2-1) 一斉読書や調べ学習などの多様な読書活動の継続と充実

(2-2) 学校図書館の図書や設備の充実

(2-3) 家庭や地域、市立図書館との連携・協力の強化

(2-4) 小中学校図書館司書の配置などによる学校図書館の充実

(2-5) 高等学校などにおける読書環境の充実

(3-1) 子どもの読書活動の普及及び啓発

(3-2) ボランティアの養成とボランティア団体との連携・協力の強化

(3-3) 学校、家庭・地域の施設との連携・協力の強化

(3-4) 乳幼児読書事業の継続および充実

(3-5) 移動図書館を利用した読書環境の充実

(3-6) 子どものための読書相談サービスの充実

(3-7) 障がいのある子どもの読書活動の促進

(3-8) 中学生・高校生向けの図書の充実



## 第2章 子どもの読書活動の推進方向

### 推進方向1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

#### 現状と課題

今日の社会にあって家庭や地域を取り巻く生活環境は大きく変わり、様々な分野におけるデジタル化<sup>※</sup>は人々の生活に広く普及・定着しています。

子どもの読書体験は、豊かな心と言語力や理解力を育む有効な手段といわれていますが、ゲーム機やインターネットの普及などにより、家庭での読書の機会が減少してきているといわれています。

また、これらの生活環境の変化により、人々のライフスタイル<sup>※</sup>が多様化した反面、日々の生活に追われ、本来子どもに読書のすばらしさを教える役割であるはずの親も読書離れが進んでいます。

家庭や地域での子どもの読書の普及と機会の拡充を図るため幼稚園や保育所、児童館や市立図書館などを中心に様々な取組を行っています。特にボランティア団体による図書館や地域での「読み聞かせ<sup>※</sup>」・「おはなし会」などの活動は、子育て期の親と子が読書に親しむ大変良い機会となっていますが、活動を支えるボランティアの年齢層が高くなってきています。今後もボランティア活動の継承や拡大を図るため、活動への参加促進などの取り組みが必要になってきています。

#### ● 施策の概要

家庭は子どもが最初に本と出会い、読書への興味や関心を育む場であり、また地域は家庭での読書活動を支える場としてそれぞれ大切な役割を担っています。親子が様々な場や機会をとおして読書に親しみ楽しめる環境づくりや、親子読書の啓発に努めます。

また、読み聞かせは親子の大切なふれあいの場や共感の場であるとともに、子どもの気持ちを落ち着かせたり、子どもの気持ちの切り替えが必要なときなど、子育てに具体的に役立つものとして、幼稚園や保育所、児童館などにおいて子育て中の親に対し、理解と意識の向上に努めます。

<sup>※</sup>デジタル化：文字や色、音声などの情報の処理において、物理的な量で処理するアナログ方式から数値で処理するデジタル方式に変換すること。

<sup>※</sup>ライフスタイル：生活の様式や営み方に加え、人生観や価値観、習慣などを含めた個人の生き方や考え方。

<sup>※</sup>読み聞かせ：本を見せながら読んで聞かせること。親が子に、あるいは図書館職員や保育士、教員が子どもひとりに、または小グループに対して行う。

## ●具体的な施策

### (1-1) 家庭での読書の習慣化の推進

読書の習慣化は日常生活の中で形成されるため、読書が生活の一部となるよう、家庭における乳幼児期の読み聞かせからはじまり、成長するに従い親子で読書イベントに参加したり、読んだ本について話し合うなど、親子での読書活動に積極的に取り組むよう啓発に努めます。

#### 主な取組

- ・「子どもの読書の日」のポスターや読書イベントのリーフレットの配布・掲示による啓発
- ・千歳市教育委員会だより「からふる」\*などを利用した、家読（うちどく）\*の積極的な推進

### (1-2) 幼稚園・保育所・児童館、学童クラブなど、

#### 地域での図書の実と読み聞かせの促進

子どもたちが絵本などに触れる機会が増えるよう、幼稚園、保育所、児童館、学童クラブ、地域文庫\*など、様々な場所における読み聞かせの実施と絵本コーナー等の整備を推進します。

また、移動図書館「ブックくん」\*や市立図書館の団体貸出\*の活用などによる図書の充実にも努め、子育て中の親に限らず、子育てを終えた方やこれから親になる方、これらに関心の低い大人に対しても読み聞かせや読書の大切さなどについてポスターやリーフレットを活用し、啓発に努めます。

#### 主な取組

- ・市立図書館図書の団体貸出の利用促進
- ・幼稚園、保育園、児童館、学童クラブなどの図書の充実のため、市立図書館の除籍本\*の無料配布機会の活用推進
- ・幼稚園、保育園、児童館、学童クラブなどで行われる読み聞かせでの、図書ボランティアの活用促進

\*千歳市教育委員会だより「からふる」：千歳市の特色ある教育や学校の取組を広く紹介するために、年4回発行する季刊紙。

\*家読（うちどく）：家庭での読書を通して、家族のコミュニケーションを図ろうという取組。

\*地域文庫：地域の施設や自宅の一室を利用した図書館。主に個人や団体が運営し、地域住民に対して図書の貸し出しを行う。

\*移動図書館車「ブックくん」：書籍などの資料と職員を載せた自動車で、図書館を利用しにくい地域の人のために各地を巡回して図書館のサービスを提供するもの。千歳市では「ブックくん」という愛称の移動図書館車1台が、市内41カ所を巡回している。積載冊数は約2,600冊。

\*団体貸出：個人に対してではなく、学校、幼稚園、保育園、児童館などに対する貸出で、個人よりも多い冊数及び長い期間貸し出す制度。

\*除籍本：汚損や破損により修理不能となったため、登録から外した図書館の本。



### (1-3) 乳幼児期\*の読書機会の充実

総合保健センターの育児相談会場での絵本の紹介や貸出、読み聞かせを実施するとともに、乳幼児健診の案内に推奨図書のリフレット\*を同封し、地域子育て支援センターなどの「おはなし会」や「読み聞かせ」事業の継続と充実に努めます。

#### 主な取組

- ・ 育児相談時に遊び場設置事業
- ・ 10 か月健診案内に『えほんだいすき「あかちゃんからのおすすめ絵本」』の同封

### (1-4) 読書活動を支援するボランティア活動への参加と活動の継承促進

活動を継承していくために、講座などの学習会を通じて新たなボランティアの参加と養成に努めるとともに、ボランティア団体との連携を支援します。

#### 主な取組

- ・ 図書ボランティア講座



### (1-5) 学校や市立図書館との連携・協力の強化

家庭や地域では、個人や団体による子どもたちへの活発な読書活動が行われています。「広報ちとせ」や千歳市のホームページ、リフレットやポスターを活用し、様々な情報を集約・発信することで、家庭・地域が学校や図書館と連携・協力ができるよう、情報の共有化を図り、これらの活動を支援します。

#### 主な取組

- ・ 子どもが集まる施設でのリフレットやポスターを活用した情報提供
- ・ 情報紙「マナビー」などを利用した情報共有

※乳児期：歩けるようになり、片言が始める生後1歳または1歳半頃まで。

※幼児期：生後1歳または1歳半頃から就学（6歳ないし7歳）まで。

※リフレット：宣伝・広告・案内・説明などのために、1枚の紙に刷られた印刷物。

●目標値の設定

成 果 指 標	平成25年度 (標準値)	平成32年度 (目標値)
家や図書館で、普段(月～金曜日)、1日当たり10分以上、読書(教科書や参考書、漫画や雑誌除く)をする児童生徒の割合。(全国学力・学習状況調査※)	小6 59.7% 中3 54.4%	小6 70.0%以上 中3 60.0%以上

◆上記設問における千歳市と全国の数値比較  
(悉皆調査方式※に変更した平成24年度からの実績を掲載)

年 度	小6		中3	
	千歳市	全国	千歳市	全国
平成24年度	53.5%	60.5%	51.5%	49.8%
平成25年度	59.7%	62.9%	54.4%	51.4%



※全国学力・学習状況調査：全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、改善を図るとともに、各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、改善を図ることを目的として国が平成19年度から実施している調査のこと。対象は小学校第6学年児童及び中学校第3学年生徒。

※悉皆調査方式(しっかいちょうさほうしき)：対象の全てを調査する方式。

## 推進方向2 学校における子どもの読書活動の推進

### 現状と課題

各学校では、朝読書<sup>※</sup>などの活動や地域ボランティアの協力を得ながら学校図書館<sup>※</sup>の運営を行うなど、様々な取組と工夫により、読書活動の充実を図っています。

市内の小中学校には学校図書館などが設置され、国の定める基準<sup>※</sup>に基づき12学級以上のすべての学校に司書教諭<sup>※</sup>の配置がなされています。また、各校の図書標準達成率は、平成23年度に100%に達しました。

その一方で、司書教諭が未配置の学校や地域ボランティアが未組織な地区の学校図書館については、読書環境に学校間格差が見受けられることから、学校図書館の管理運営を支援する必要があります。

### ●施策の概要

学校は、子どものもっとも身近な読書活動の場であり、長期間にわたって読書にかかわる場です。子どもの発達段階に応じて読書に対する興味や関心に変化していくことを踏まえて、読書環境の充実に努めます。

また、地域のボランティアや学校図書館司書<sup>※</sup>による学校図書館の運営支援により、学校における読書環境の充実に努めるとともに、教員も読書の大切さについて理解を深めるよう努めます。



**※朝読書**：学校において始業前の10分間、児童生徒や教職員全員が本を読む活動。その後の授業に対する集中力が養うと言われている。1988年に千葉県の高教諭 林公（はやしひろし）が提唱し、実践したのが始まり。

**※学校図書館**：小学校、中学校及び高等学校において、図書、視覚聴覚教育の資料、その他学校教育に必要な資料を収集、整理及び保存し、これを児童、生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備。

**※国の定める基準**：学校教育法第5条。

**※司書教諭**：小中学校において、図書、資格聴覚教育の資料、その他学校教育に必要な資料を収集、整理及び保存し、これを児童、生徒及び教員の利用に供するために設けられた学校図書館の専門的職務に従事する者。

**※学校図書館司書**：小中学校の図書館で司書教諭を補佐して、図書資料の受入れ、装備、保存整理・修繕及び図書資料の目録・索引の作成など、学校図書館の運営に係る専門的・技術的業務に従事する専門職員。

## ●具体的な施策

### (2-1) 一斉読書や調べ学習などの多様な読書活動の継続と充実

各学校では、朝読書や調べ学習\*などの様々な読書活動を実践しており、今後も市内全校で読書活動の継続と充実に努めます。

#### 主な取組

- ・各学校で実施する朝読書などの読書活動

### (2-2) 学校図書館の図書や設備の充実

国の定める学校図書館図書標準\*に基づき蔵書\*を整備するとともに、市立図書館の団体貸出制度を活用するなど、学級文庫\*や調べ学習用図書の充実に努めます。

また、安全面や使いやすさなどに配慮した書架\*などの設備の充実に努めます。

#### 主な取組

- ・学校図書館の整備

### (2-3) 家庭や地域、市立図書館との連携・協力の強化

学校図書館は司書教諭などによる読書活動の取組や、地域のボランティアとの連携などにより、充実した運用が図られています。今後も司書教諭や担当教諭のより一層の工夫に加え、学校図書館司書などを活用した校内体制を充実し、ボランティア活動の積極的な支援や、市立図書館との連携に努めます。

また、児童・生徒だけではなく、教員へ対しても読書活動の理解を深めるよう努めます。

#### 主な取組

- ・学校図書館の地域開放
- ・推奨図書リストの掲示・配布による情報提供



※調べ学習：課題について、図書館を利用したり、聞き取り調査をしたりして結果をまとめること。

※学校図書館図書標準：公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に定めたもの。

※蔵書：書物を所蔵していること。また、その書物。

※学級文庫：児童・生徒が利用するために、学級内に備えられた本。

※書架：本を並べて置く棚。

### (2-4) 小中学校図書館司書の配置などによる学校図書館の充実

児童・生徒は休み時間などの限られた時間の中で、読みたい本を探していますが、中には時間内に本を探し切れずにいる児童・生徒もいます。

小中学校図書館司書を配置し、子どもの発達段階に応じた適正な選書アドバイスや、学校図書館に足を運びたくなるような装飾など、学校図書館の環境整備に努めます。

#### 主な取組

- ・小中学校図書館司書配置事業

### (2-5) 高等学校などにおける読書環境の充実

視野が広がり、興味・関心が多岐にわたる時期に、自らの生き方に大きな影響を与える本と出会うことができるよう、読書活動の普及と啓発に努めます。

#### 主な取組

- ・各高校で実施する読書活動

## ●目標値の設定

成 果 指 標	平成25年度 (標準値)	平成32年度 (目標値)
「朝読書」などの一斉読書の時間を設けている小・中学校の割合 (全国学力・学習状況調査)	小6 68.8% 中3 87.5%	小6 100% 中3 100%

## ◆上記設問における千歳市と全国の数値比較

(悉皆調査方式に変更した平成24年度からの実績を掲載)

年 度	小6		中3	
	千歳市	全国	千歳市	全国
平成24年度	62.0%	61.8%	75.0%	79.8%
平成25年度	68.8%	61.9%	87.5%	79.4%

※休み時間：中休みや昼休み。

※選書アドバイス：図書館で受け入れる本の選択をすること。

## 推進方向3 市立図書館における子どもの読書活動の推進

### 現状と課題

市立図書館は、平成19年度から指定管理者制度\*を導入しましたが、これまで行ってきた「おはなし会」など、子どもの読書活動の推進にかかわる事業を継続するとともに講演会などの新たな事業を展開しています。

図書の貸し出し冊数で全体に占める子ども(0~18歳)の割合は、平成24年度で12.6%と前年度と比較してもほぼ横ばいですが、今後も少子化や電子書籍\*の普及などの影響により、子どもへの貸し出し冊数の大幅な伸びは期待できない状況にあります。また、市立図書館の平成24年度年齢別利用者統計で最も低い0.7%の利用率を示したのは、16~18歳の年齢帯でした。このようなことから、今日的な社会情勢にも対応した子どもの読書活動の推進は、多様な取組が求められています。

### ●施策の概要

市立図書館は、市民の読書活動を支える施設として設置され、子どもの読書活動を推進する上でも中心的な役割を担っています。このことから、子どもの読書活動を推進するため図書の整備やレイアウトの工夫、関連事業の開催、学校への支援など、様々な取組による子どもの読書環境の充実に努めます。

### ●具体的な施策

#### (3-1) 子どもの読書活動の普及及び啓発

法第10条第2項によって4月23日が「子どもの読書の日\*」と定められています。図書館では「子ども読書の日」を中心とした「子ども読書週間\*事業」のほか、夏休み・冬休みの「子どもの読書推進事業」を今後も継続して実施し、図書館へ足を向けるきっかけづくりなど、子どもの読書活動の啓発に努めます。

#### 主な取組

- ・子ども読書週間行事

**※指定管理者制度**：公の施設の管理・運営を、株式会社などの営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度。平成15年(2003年)の地方自治法の改正により「指定管理者制度」が施行され、千歳市立図書館は平成19年度(2007年度)から指定管理者による管理・運営が行われている。

**※電子書籍**：紙に印刷されたものではなく、パソコンや携帯電話、電子書籍リーダーなどで読む電子出版物のこと。

**※子ども読書の日**：4月23日。国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を高めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」によって制定された。

**※子ども読書週間**：4月23日~5月12日。「幼少の頃より書物に親しみ、読書の喜びを身に付けてほしい」という趣旨のもと、昭和34年に社団法人読書推進運動協議会によって制定されたもの。

### (3-2) ボランティアの養成とボランティア団体との連携・協力の強化

ボランティア団体による「おはなし会」や「読み聞かせ」などの活動は、子どもが読書の楽しさを知るきっかけ作りの大きな力になっています。今後も活動が継続していくようボランティアの養成と、ボランティア団体との連携強化に努めます。

#### 主な取組

- ・読み聞かせ団体によるおはなし会



### (3-3) 学校、家庭・地域の施設との連携・協力の強化

学校、幼稚園、保育所、児童館などの子どもたちが集まる施設では、読書活動が活発に行われています。図書館は図書の団体貸出などにより、これらの活動を支援するとともに、家庭や地域に対し、パンフレットやリーフレットを通じて、積極的に推奨図書の紹介に努めます。

#### 主な取組

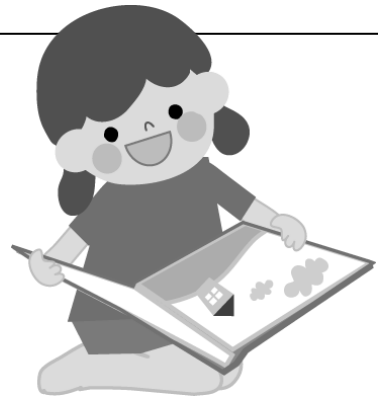
- ・市立図書館図書の団体貸出し
- ・図書館だよりの発行

### (3-4) 乳幼児読書事業の継続及び充実

総合保健センターの育児相談会場に司書を派遣して実施している絵本の紹介や貸出事業、地域子育て支援センターなどでの「おはなし会」や「読み聞かせ」事業の継続と充実に努めます。

#### 主な取組

- ・育児相談会場での絵本紹介・貸出
- ・地域子育て支援センターでの読み聞かせ



### (3-5) 移動図書館車を利用した読書環境の充実

市内の遠隔地を中心に 41 地点のステーションを移動図書館車「ブックくん」が巡回しています。今後も郊外地域における図書の利用サービスの向上に努めます。

#### 主な取組

- ・ 移動図書館車ブックくんの運行



### (3-6) 子どものための読書相談サービスの充実

乳幼児期を含めた子どものための読書相談（レファレンス）サービス\*を継続し、その充実に努めます。

#### 主な取組

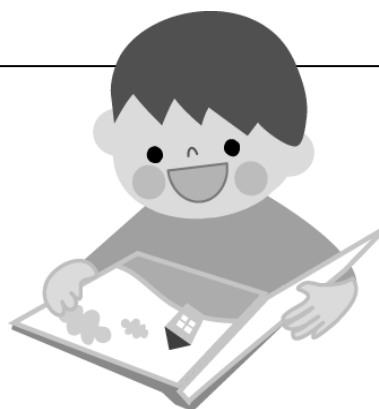
- ・ 市立図書館窓口サービス業務

### (3-7) 障がいのある子どもの読書活動の促進

障がいの状態に応じた選書や、書架や動線などの環境の工夫により、障がいのある子どもの読書活動の支援に努めます。

#### 主な取組

- ・ 市立図書館奉仕業務



\*レファレンスサービス：図書館利用者が求める資料や情報に対して、図書館職員が当該資料や情報を提供又は提示すること。また、それにかかわる業務のこと。



### (3-8) 中学生・高校生向けの図書の充実

ヤングアダルト※と称され、読書離れが顕在化している世代に対しての啓発活動や図書の充実に努めます。

#### 主な取組

- ・資料受入業務



#### ●目標値の設定

成果指標	平成24年度 (標準値)	平成32年度 (目標値)
市立図書館における、18歳以下の利用者の貸出冊数(年間1人あたり)	5.9冊	6.8冊(年2%増)

#### ◆市立図書館における18歳以下の利用貸出冊数実績(平成24年度)

区分	人数(割合)	冊数(割合)
幼児(0~6)	2,326 (1.8%)	17,856 (2.5%)
小学生(7~12)	9,106 (7.2%)	55,405 (7.9%)
中学生(13~15)	2,257 (1.8%)	10,460 (1.5%)
高校生(16~18)	1,205 (1.0%)	4,836 (0.7%)
19~22	1,641 (1.3%)	7,274 (1.0%)
23~29	6,350 (5.0%)	32,706 (4.7%)
30~39	23,980 (19.0%)	156,948 (22.4%)
40~49	23,359 (18.5%)	139,706 (19.9%)
50~59	17,754 (14.1%)	91,458 (13.0%)
60~	32,931 (26.1%)	152,256 (21.7%)
団体	5,339 (4.2%)	32,805 (4.7%)
合計	126,248 (100%)	701,710 (100%)

※ヤングアダルト：主に10代の読者などを、児童と成人の中間に位置し、独特の配慮を要する利用者層として図書館界・出版界で意識して呼称するときに使う用語。

## 第3章 子どもの読書活動の推進に向けて

### 1 計画の推進に向けた体制

#### ●子どもの読書活動の推進に関する情報を共有化

子どもの読書活動の推進は、家庭、地域、学校、市立図書館、幼稚園、保育所、児童館、学童クラブ、総合保健センター・地域子育て支援センター、ボランティア団体など異なる分野に広がる取組が必要になることから、情報交換会を設けるなどの方策により情報の共有化を図ります。

#### ●子どもの読書活動の推進に向けて

この計画を効果的に推進するための細事業は、担当部署への情報提供や、事前調整などの協力体制をとりながら進めていきます。

この計画の進行管理は、教育委員会担当課が中心に行います。



# 資 料

# 子どもの読書活動の推進に関する法律

〔平成 13 年 12 月 12 日法律第 154 号〕

## （目的）

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

## （基本理念）

第 2 条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

## （国の責務）

第 3 条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## （地方公共団体の責務）

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## （事業者の努力）

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

## （保護者の役割）

第 6 条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

## （関係機関等との連携強化）

第 7 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

## （子ども読書活動推進基本計画）

第 8 条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

## 千歳市子どもの読書活動推進計画策定会議設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の趣旨に基づき、千歳市子どもの読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）の策定にあたり、千歳市子どもの読書活動推進計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 策定会議は、次に掲げる事項について協議し、意見を述べるものとする。

(1) 推進計画の策定に関する事項

(2) その他教育長が必要と認める事項

(組織等)

第3条 策定会議は、庁内の関係部署の中から教育長が指名するものとし、別紙に定める委員をもって構成する。

2 委員の任期は、指名の日から推進計画の策定までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定会議には委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、教育部長、副委員長には教育部次長をもってあてる。

3 委員長は、策定会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

2 策定会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、策定会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 策定会議の庶務は、教育部文化施設課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月27日から施行する。

## 千歳市子どもの読書活動推進計画策定会議名簿

役 職	所 属		氏 名
委員長	教育委員会	教育部長	西本 隆史
副委員長	教育委員会	教育部次長	島倉 弘行
委員	教育委員会	教育部次長（学校指導担当）	黒川 淳司
委員	教育委員会	企画総務課長	小田 賢一
委員	教育委員会	学校教育課長	島津 一久
委員	教育委員会	生涯学習課長	加賀屋 勝
委員	教育委員会	青少年課長	小田 誠
委員	教育委員会	文化施設課長	三戸部 利夫
委員	保健福祉部	健康推進課長	林 博樹
委員	保健福祉部	保育課長	大宮 秀夫
委員	保健福祉部	子育て総合支援センター長	梅津 美保子

## 千歳市子どもの読書活動推進計画策定経過

日 程	会 議	内 容
平成25年12月20日	策定に関する内部会議	計画の策定方法などについて協議
平成26年 1月10日	策定に関する内部会議	計画の策定方法などについて協議
平成26年 1月10日	第1回策定会議	計画の趣旨、策定経過、方法などについて説明
平成26年 1月14日 ～24日	関係機関からの意見聴取	市内部部署、市内小中学校、高等学校、幼稚園、保育所、関係団体などから文書や聞き取り
平成26年 1月17日	社会教育委員 正・副委員長 打ち合わせ	計画の策定方法などについて協議
平成26年 2月 3日	社会教育委員の会議 (青少年部会・文化部会)	計画案について審議
平成26年 2月19日	策定に関する内部会議	計画案の調整
平成26年 2月28日	策定に関する内部会議	計画案の調整
平成26年 2月25日	第2回策定会議	計画案について審議
平成26年 3月 6日	策定に関する内部会議	計画案の調整
平成26年 3月25日	教育委員会会議	計画を決定
平成26年 3月28日	社会教育委員の会議	計画決定の報告



千歳市子どもの読書活動推進計画（第2次）

～ちとせっ子読書プラン～

平成26年3月

発行 千歳市教育委員会

編集 千歳市教育委員会教育部文化施設課

〒066-8686 北海道千歳市東雲町2丁目34番地

電話 0123-24-3131（代表）

ファックス 0123-27-3770

E-mail [bunkashisetsu@city.chitose.hokkaido.jp](mailto:bunkashisetsu@city.chitose.hokkaido.jp)

市ホームページ <http://www.city.chitose.hokkaido.jp/>



